

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年６月２９日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第３６号

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成２７年規則第３６号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

７ 条例別表第１の９の項の規則で定めるものは、結婚世帯に対する新生活に伴う費用に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第１０条を第１１条とし、第９条を第１０条とし、第８条の次に次の１条を加える。

第９条 条例別表第２の７の項の規則で定める事務は、結婚世帯に対する新生活に伴う費用に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (１) 当該申請を行う者及び当該申請を行う者の配偶者に係る地方税関係情報
- (２) 当該申請を行う者及び当該申請を行う者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (３) 当該申請を行う者及び当該申請を行う者の配偶者に係る住登外者宛名情報

附 則

この規則は、令和８年６月２９日から施行する。